

ご質問への回答

令和3年4月7日

国土交通省住宅局住宅生産課

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー課

【ご質問①】

- ・「H31.01 国土交通省第二次報告案に盛り込まれた対策を踏まえた新築の住宅・建築物において実現すべきエネルギー削減量の達成見込みについて」公開資料と今回公開された試算（29日TFの参考資料1のP3）とを見比べると、対策ケースでは省エネ基準（&超）の比率が大きく増加している（無対策ケースは変化なし）が、この変更の背景には何があるのか。この増加は、2020年に省エネ基準適合義務化、更には2030年省エネ基準超の適合義務化でも新たに想定したかのような見えるが、そのような政策変更がなされたのか（現状の対策（説明義務化とトップランナー）でこのような目標が達成できるのか疑問）。どのような政策が前提となっているのかご教示いただきたい。なお、この点に関連して、現在もしくは今後2030年の削減目標値の見直しが行われると思うが、適合義務化などの政策はどのような前提で目標値を更新するのか、タスクフォースの委員意見書で求めたいいくつかの対策を今後どうされようしているのかという議論と直結するため教えていただきたい。

【国土交通省 回答】

- 貴TFからは「現在の『住宅・建築物における地球温暖化対策計画の目標達成の寄与度』を算定した根拠も含む詳細を明らかにすべき」との御意見をいただいていたことから、3月29日TFの参考資料1は、H28年の地球温暖化対策計画策定時に行った住宅・建築物の省エネ見込量の算出方法をお示ししたものとしており、この算出方法においては、「2020年以降における省エネ基準（H25基準）への適合率100%」、「2030年における省エネ基準（H25基準）超への適合率100%」を条件として設定しております。
- 「第二次報告案に盛り込まれた対策を踏まえた新築の住宅・建築物において実現すべきエネルギー削減量の達成見込みについて」（第18回（H31年1月18日）社会資本整備審議会 建築分科会 建築環境部会 資料3-2）は、H30年に行った住宅・建築物の省エネ見込量の算出方法をお示ししたものであり、この算出方法においては、小規模住宅に係る説明義務制度の創設、住宅トップランナー制度の対象の追加等を前提条件として設定しております。

【ご質問②】

- ・H11基準と省エネ基準の断熱仕様は同じであり、省エネ効果の大部分は、給湯・照明など「設備の高効率化」と推測されるが認識は合っているか（29日TFの参考資料1のP2,3）。そうであるなら、全分野の省エネ試算では、給湯器・照明・HEMS・家電の高効率化は、経産省の対策として別に計上されているため、H11基準と省エネ基準の省エネ効果は住宅そのものの高性能化ではなく、「高効率設備の導入」がダブルカウントされている可能性があるのではないか（そうでなければその旨教えていただきたい）

【国土交通省・経済産業省 回答】

- H11基準と省エネ基準の断熱性能は同等です。
- 新築住宅における高効率設備の導入に係る省エネ見込量が重複しないよう、「高効率な省エネルギー機器の普及（家庭部門）」の省エネ見込量においては「住宅の省エネ化」に含まれる高効率

設備の導入による省エネ見込量を含まないよう調整されております。参考資料としてその旨が記載された資料（長期エネルギー需給見通し関連資料（H27年7月）、資源エネルギー庁）を添付します。